

串木野高齢者福祉センター、市来高齢者福祉センター、働く女性の家の 指定管理者の決定について

上記施設の指定管理者について、次のように決定いたしました。

1. 施設名
いちき串木野市串木野高齢者福祉センター
いちき串木野市市来高齢者福祉センター
いちき串木野市働く女性の家
2. 指定管理者
いちき串木野市新生町 183 番地
社会福祉法人 いちき串木野市社会福祉協議会
会長 壺泊 昭子
3. 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

4. 申請の概要

(当該施設の指定管理者の指定を申請した理由)

高齢者及び女性等を対象とする地域に密着した施設や事業を受託することで、さまざまな観点からのニーズ、課題の把握に努め、施設の目的はもちろん、それぞれの立場から誰もが地域福祉に協働できるような取り組みに繋げていくため、高齢者福祉センター、働く女性の家の一括の指定を申請した。

(団体の経営方針)

いちき串木野市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、誰もが、健やかで生きがいをもって安心して暮らしていくために、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

(当該施設の現状に対する考え方と将来展望)

串木野高齢者福祉センター及び市来高齢者福祉センターについては、地域福祉の拠点とし、各種団体との連絡連携を深め、気軽に相談したり、団体がつどい、相互の交流ができるプラットフォームのような役割を担うセンターにしたい。

働く女性の家は、文化的な講座や自主サークルが主体的に実施され充実しているが、当施設の特性をいかして、女性を就労支援する講座や男女共同参画に関わる講座等を企画し、啓発活動に繋げる。

5. 選定の理由

いちき串木野市社会福祉協議会は、指定管理制度導入以前の管理委託及び過去 10 年間指定管理者として業務を行い実績・能力を有しており、多種多様な自主事業を計画するなどサービスの向上も期待できる。

また、串木野高齢者福祉センター、市来高齢者福祉センター及び働く女性の家は、本市地域福祉の拠点施設であり、利用者の利益の保護を優先すべき福祉施設であることから、いちき串木野市社会福祉協議会が管理することが最も適切であると判断した。

6. 議会の議決

令和 6 年第 1 回いちき串木野市議会定例会で議決